○法務省令第二十二号

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項ただし書の規定に基づき、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月一日

法務大臣　山下　貴司

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則（平成十二年法務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（提供する情報の範囲） **第一条**　電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第二条第一項ただし書の法務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。 ［一～五　略］ 六　電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行令（平成十二年政令第百七十七号）第七号及び第八号に掲げる登記簿に記録されている登記情報のうち、日本産業規格Ｘ〇二一三（平成十六年二月二十日において経済産業大臣が公示した産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十四条の規定に基づく改正後のもの）に適合する登記記録に係るもの ２　［略］	（提供する情報の範囲） **第一条**　［同上］ ［一～五　同上］ 六　電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行令（平成十二年政令第百七十七号）第七号及び第八号に掲げる登記簿に記録されている登記情報のうち、日本工業規格Ｘ〇二一三（平成十六年二月二十日において経済産業大臣が公示した工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十四条の規定に基づく改正後のもの）に適合する登記記録に係るもの ２　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

○法務省令第二十三号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十八条第二号並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二条第二号から第六号まで及び第二十七条の規定に基づき、不動産登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月一日

法務大臣　山下　貴司

不動産登記規則の一部を改正する省令

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電子署名） **第四十二条**　令第十二条第一項及び第二項の電子署名は、電磁的記録に記録することができる情報に、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Ｘ五七三一―八の附属書Ｄに適合する方法であって同附属書に定めるｎの長さの値が千二十四ビット又は二千四十八ビットであるものを講ずる措置とする。 （申請情報を記録した磁気ディスク） **第五十一条**　［１・２　略］ ３　第一項の磁気ディスクの構造は、日本産業規格Ｘ〇六〇六に適合する一二〇ミリメートル光ディスクでなければならない。 ［４～10　略］	（電子署名） **第四十二条**　令第十二条第一項及び第二項の電子署名は、電磁的記録に記録することができる情報に、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Ｘ五七三一―八の附属書Ｄに適合する方法であって同附属書に定めるｎの長さの値が千二十四ビット又は二千四十八ビットであるものを講ずる措置とする。 （申請情報を記録した磁気ディスク） **第五十一条**　［１・２　同上］ ３　第一項の磁気ディスクの構造は、日本工業規格Ｘ〇六〇六に適合する一二〇ミリメートル光ディスクでなければならない。 ［４～10　同上］